

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部文化観光課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長文観第123号
委 託 業 務 名 称	宿泊観光実証実験事業
委 託 業 務 場 所	長浜市北船町3番24号 他
業 務 の 概 要	高付加価値旅行層に響く、特別感とストーリーのある長浜市ならではの地域の特色をいかした「小説旅プレミアムツアー」の造成を行う。また、「小説旅プレミアムツアー」で小説旅スポットを周遊する際の道標として小説旅スポットごとの解説文等を掲載した看板を作成、設置する。旅ナカにおける「統一的なプロモーション」を行い、コアエリア(黒壁スクエア)からサブエリア(木之本)への観光客の流れを作るため、小説旅の情報発信拠点となる「湖(うみ)の図書館」と呼ぶスポットを設置する。本市の宿泊率・宿泊者の属性分析及びツアー参加者のアンケート結果の集計分析から効果検証及び戦略提案を行い、分析レポート等を作成する。
履 行 期 間	令和6年7月12日から令和6年12月27日まで
契 約 年 月 日	令和6年7月12日
契 約 額 (税 込)	9,735,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地又は住所〕長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜 〔商号又は名称〕公益社団法人長浜観光協会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当業務は、コアとなるプレミアムガイドツアーの造成に加え、サインパネルやサインネジ等の整備及び効果検証など項目が多岐にわたることから、当該事業を受託できる者は地域の観光について総合的な知見を持ち、かつ旅行業免許も持っている、地域唯一の登録観光地域づくり法人(登録DMO)である公益社団法人長浜観光協会において他にないため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。